

1年単位の変形労働時間制に関する労使協定書

(労働基準法第32条の4・労働基準法施行規則第12条の4 準拠)

株式会社サンプル商事（以下「会社」という）と労働者の過半数を代表する者（従業員代表 鈴木 花子）は、労働基準法第32条の4の規定に基づき、1年単位の変形労働時間制について次のとおり協定する。

第1条（対象労働者の範囲）

この協定は、製造部に所属する労働者（交替勤務者を除く）に適用する。

第2条（対象期間及び起算日）

対象期間は、令和8年10月1日から令和9年9月30日までの1年間とする。

第3条（特定期間）

特定期間（対象期間中特に業務の繁忙な期間）は、令和8年12月1日から令和8年12月28日までとする。

第4条（対象期間における労働日及び労働日ごとの労働時間）

対象期間における労働日及び当該労働日ごとの労働時間は、別紙年間カレンダーのとおりとする。対象期間を1箇月以上の期間ごとに区分する場合、最初の期間の労働日及び労働日ごとの労働時間は別紙年間カレンダーのとおりとし、最初の期間を除く各期間における労働日数及び総労働時間数は別紙区分表のとおりとする（区分した期間の労働日等は、各期間の初日の少なくとも30日前に、労働者の過半数を代表する者の同意を得て定める）。

第5条（限度基準の遵守）

対象期間における労働日数は、対象期間が3箇月を超える場合、1年当たり280日を超えないものとする。1日の労働時間は10時間、1週間の労働時間は52時間を超えないものとする。連続して労働させる日数は6日を超えないものとし、特定期間においては1週間に1日の休日が確保できる日数を超えないものとする（労働基準法施行規則第12条の4第3項～第5項）。

第6条（有効期間）

この協定の有効期間は、令和8年10月1日から1年間とする。

第7条（届出）

会社は、この協定を労働基準法第32条の4第4項において準用する同法第32条の2第2項及び労働基準法施行規則第12条の4第6項の定めるところにより、様式第四号により所轄労働基準監督署長に届け出る。

令和8年9月4日

会社 株式会社サンプル商事 代表取締役 佐藤 次郎 印
従業員代表 鈴木 花子 印